

岩国城・岩国城索道等

指定管理者募集要項

山口県岩国市

岩国城・岩国城索道等 指定管理者募集要項

都市公園である吉香公園の一部並びに有料施設である岩国城及び岩国城索道（以下「観光施設」という。）の指定管理業務を効果的かつ効率的に行うため、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年条例第 19 号。以下「指定手続条例」という。）、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 17 号。以下「指定手続条例施行規則」という。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1)吉香公園の一部（城山おもしろばあく）

所在地	岩国市横山二丁目・三丁目字城山、大字多田（官有無番地）
敷地面積	43,807㎡
設置年月	平成6年3月～5月
施設内容	◆公園施設：43,807㎡ ◆からくり時計塔：鉄骨造。11.56㎡ ◆山頂駅公衆便所付き休憩所：木造平屋建て、延床面積74.25㎡ ◆山頂駅休憩所：木造平屋建て、延床面積29.29㎡ ◆管理対象範囲：登山道、管理道路、側溝、東屋、野外ステージ、大釣井、二の丸、北の丸、復元天守閣石垣ほか

(2)岩国城

所在地	岩国市横山三丁目字城山（官有無番地）
敷地面積	351.44㎡
設置年月	昭和37年3月
施設内容	◆天守閣：鉄筋 RC 造 4 重 4 層、地下 1 階、延床面積 763.91 ㎡ 地下 1 階 保管庫 1 階～3 階 展示室 4 階 展望室 ◆管理事務所（休憩所）：木造平屋建、延床面積 63.18 ㎡（平成 8 年 3 月） ◆公衆便所：鉄筋 RC 一部木造、延床面積 21.60 ㎡（平成 3 年 3 月） ◆管理対象範囲：水槽（防火用 100t、飲料用 1t）、消火栓 1 か所、ポンプ室 1 か所（横山二丁目吉香公園堀そば）、電気設備、防災設備、給水設備、浄化槽、望遠鏡、岩国城夜間照明設備ほか

(3)岩国城索道

所在地	岩国市横山二丁目地内（山麓駅） 岩国市横山二丁目字城山官有無番地（山頂駅）
敷地面積	742.4㎡
設置年月	昭和38年3月（運転開始）

施設内容	◆山麓駅：鉄筋RC造2階建て、延床面積292.65㎡（昭和38年2月） ◆山麓駅公衆便所：ブロック造平屋建て、延床面積40.70㎡（昭和59年3月） ◆山麓駅事務所：鉄筋RC造平屋建て、延床面積180.20㎡のうち倉庫を除く部分（平成8年3月） ◆山頂駅：鉄筋RC造2階建て、延床面積363.30㎡（昭和38年2月） ◆山頂駅油庫：ブロック造平屋建て、延床面積14.76㎡（平成5年12月） ◆管理対象範囲： 索道設備＝三線交走式、運転方法 自動制御、搬器2器（定員30名） 線 路＝斜長412m、高低差172.2m、最勾配31.0度 その他 ＝索道機械設備、索道電気設備、自動券売機、浄化槽2か所、 いす式階段昇降機設備（山麓駅2か所、山頂駅1か所） 放送設備、ホームモニター映像設備、通信ケーブル、 排水設備、望遠鏡ほか ◆山麓駅駐車場：58台（内、身障者用駐車枠3台）
------	--

(4) 設置目的

岩国の観光振興に寄与することを目的として設置するものです。

2 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。ただし、指定管理者が、指定手続条例第10条に定める必要な指示に従わないとき、その他当該指定管理者の行う指定管理業務に重大な支障があるときは、指定期間内であっても指定管理者に対し指定の取消しをすることがあります。

3 指定管理者が行う指定管理の基準及び業務の範囲

(1) 指定管理の基準

観光施設の指定管理の基準は、以下に規定するとおりとします。

- ・岩国市都市公園条例（平成18年条例第234号）
- ・岩国市都市公園条例施行規則（平成18年規則第189号）
- ・岩国城条例（平成18年条例第154号。以下「城条例」という。）
- ・岩国城条例施行規則（平成18年規則第119号。以下「城条例施行規則」という。）
- ・岩国城索道条例（平成18年条例第155号。以下「索道条例」という。）
- ・岩国城索道条例施行規則（平成18年規則第120号。以下「索道条例施行規則」という。）
- ・岩国城索道運転取扱細則（平成18年規則第122号）
- ・岩国城索道整備細則（平成18年規則第123号）
- ・岩国城索道安全管理規程（平成18年訓令第68号）
- ・岩国城・岩国城索道等指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）

ア 開館時間、休館日等

観光施設の開館時間、運行時間等は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができます。

	岩国城	岩国城索道
開館時間 運行時間	午前9時から午後4時45分まで ※ 入場は午後4時30分まで ※ 元日は早朝開館あり ※ 索道運行状況等により変更あり	午前9時から午後5時まで ※ 年2回の早朝・夜間運行あり ※ 年10回程度の索道定期点検時に変更あり
休館、運休	1年点検期間	1年点検期間

※都市公園の一部である城山おもしろばあくは、開館時間及び休館日はありません。

イ 索道の運休、停止等

索道施設の検査、整備工事期間中等は運休とします。運休については、事前に市と協議してください。また、天気の悪化、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、安全統括管理者の判断により索道の運行を停止又は休止とします。

ウ 索道の運行時間

原則として午前9時から午後5時までの運行とします。定時運行は1時間に4回（毎00分・15分・30分・45分）とし、多客時には臨時運行とします。また、早朝運行及び延長運行については、別途協議により、定めることとします。

(2) 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

指定管理者の行う主な指定管理業務は次のとおりとし、詳細は仕様書のとおりとします。

- ア 観光施設の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務
- イ 施設等の利用に係る料金（以下「使用料」という。）に関する業務
- ウ 索道条例第4条に規定する業務
- エ 観光施設の広報活動に関する業務
- オ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- カ 施設等の清掃及び警備に関する業務
- キ アからカまでに掲げるもののほか、観光施設の設置目的を達成するために必要な業務

(3) 自主事業の実施について

指定管理者が自ら企画・実施する事業で市が支払う指定管理料に含まれない業務（以下「自主事業」といいます。）については、施設の設置目的に沿った範囲内で市の承認を受けて行うことができます。

自主事業の収入は、指定管理者の収入としますが、自主事業に係る経費は全て指定管理者の負担とし、市が支払う指定管理料とは別に経理してください。

なお、自主事業の際に施設を利用する場合、その使用料は、指定管理者の負担とします。

4 使用料等について

索道条例第7条及び城条例第9条の規定による使用料は、市の収入とします。なお、使用料の額は、条例に定める額とし、徴収事務に関する委託契約を、別途市と指定管理者とで契約します。

また、原則として既納の使用料は利用者に還付できません。還付に当たっては、市からの指示を受けてください。

5 指定管理料について

市は、指定管理者に対して、観光施設の指定管理に要する経費を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、指定管理料として支払います。また、市は指定管理者の業務成果に応じ、特別配当金を加算することができます。詳細は、仕様書のとおりとします。

6 法令等の遵守

観光施設の指定管理に当たっては、条例、規則のほか関係法令を遵守してください。詳細は、仕様書のとおりとします。

7 索道事業の譲渡及び譲受に係る許可申請

指定管理者は、指定管理開始の3か月前までに、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第38条において準用する同法第26条及び同法施行規則第60条に定めるところにより、市と協力して、中国運輸局長に対し、索道事業の譲渡及び譲受の許可申請を行い中国運輸局長の許可を得なければなりません。

8 指定管理業務の継続が困難となった場合

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合において、市に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務が遂行できるよう引き継ぐ責務を負うものとします。
- (2) 市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合においては、双方協議の上、決定することとします。なお、指定管理業務の引継ぎにおいては、(1)のとおりとします。

9 申請の受付等

(1) 募集要項等の配布

ア 場 所：岩国市産業振興部観光振興課観光施設活用班（岩国市役所4階）

（山口県岩国市今津町一丁目14番51号）

岩国市のホームページからもダウンロードできます。

イ 期 間：令和8年8月4日（火）から同年9月16日（水）まで

※ ただし、岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 質問等：令和8年8月25日（火）から同年9月3日（木）までに質問書（任意様式）により、メール又はFAXで送付し、電話で観光振興課に到達を確認してください。ただし、電話での問合せには応じられませんので御了承ください。なお、質問に対する回答は、後日質問者にメールにより回答するとともに、市のホームページでその内容を一括して掲載します。

(2) 公募説明会及び現地説明会の開催

ア 日 時：令和8年8月25日（火） 午前10時から

イ 場 所：岩国城ロープウエー山麓駅

（岩国市横山二丁目6番51号）

ウ 参加方法：参加申込書を令和8年8月20日（木）17時までに、岩国市産業振興部観光振興課

観光施設活用班に郵送又は持参してください。

※申込みがない場合は、開催しないことがあります。

(3) 申請の受付

ア 場 所：山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 岩国市役所 4 階 岩国市産業振興部観光振興課観光施設活用班に持参又は書留郵便で提出してください。

書留郵便で提出する場合は、「岩国城・岩国城索道等指定管理 指定申請書」と明記してください。なお、受付期間内にアの場所に到達したもののみを有効とします。

イ 期 間：令和 8 年 9 月 3 日（木）から同年 9 月 16 日（水）まで

※ ただし、岩国市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体は、次に掲げる要件のいずれも満たす団体とします。

ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

イ 次のいずれの要件も満たす法人その他の団体であること。

(ア) 岩国城索道において、次の業務責任者を 1 人ずつ配置することができる団体

- ・安全統括管理者（鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 58 条の 4 に定める安全統括管理者の要件を備える者）
- ・索道技術管理者（鉄道事業法施行規則第 58 条の 5 に定める索道技術管理者の要件を備える者）
- ・索道技術管理員（鉄道事業法施行規則第 58 条の 7 に定める索道技術管理員の要件を備える者）

(イ) 施設の管理運営を行うことができる責任者（以下「管理責任者」という。）を配置することができる団体

(ウ) 岩国城索道における索道運転職員において、第三級特殊陸上無線技士免許所有者を配置することができる団体

(エ) 岩国城索道救急脱出作業のための救急隊を編成することなど迅速な対応を確実に果たすことができる団体

ウ 団体及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しないもの

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているもの（手続開始決定後のものは除く。）

(エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しないもの（ただし、申請者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く。）

(カ) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配

人その他の使用人として使用するもの

(キ) 岩国市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(ク) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号に定める暴力団、同条第 2 号に定める暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(ケ) 「岩国市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定のための意見を聴く会」（以下「意見を聴く会」という。）の構成員が経営又は運営に直接関与している団体

エ 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者（取得見込みを含む。）を雇用している団体であること。

(2) 共同事業体による申請

ア 共同事業体で申請する場合は、全ての構成団体が(1)のア及びイに掲げる要件のいずれも満たしている必要があります。

イ 申請時に「共同事業体の結成に関する届出書」を提出してください。また、基本協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた共同事業体の協定を締結し、当該協定書の写しを提出してください。

ウ 「11 申請に必要な書類」に記載のある書類のうち、「(1)指定管理者指定申請書」、「(2)公の施設の管理の業務に関する事業計画書」、「(15)共同事業体の結成に関する届出書」以外の書類については、構成団体ごとに提出してください。

エ 共同事業体の構成団体は、観光施設の指定管理者に申請する他の共同事業体の構成団体となることはできません。また、単独で申請を行うこともできません。

オ 共同事業体が指定管理者に指定された後に、構成団体の脱退、変更等により指定管理業務を継続できなくなった場合は、当該共同事業体全体の指定管理者の指定を取り消す場合があります。

11 申請に必要な書類

次の書類を申請時に提出してください。提出部数は、各正本 1 部、副本 10 部（写し）です。

- (1) 指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則第 4 条第 1 項 様式第 1 号）
- (2) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書（指定手続条例施行規則第 4 条第 2 項 様式第 2 号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人以外の団体にあっては、代表者の身分証明書
- (6) 国税、県税及び市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
- (8) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 安全統括管理者、索道技術管理者及び索道技術管理員の履歴書
- (10) 索道安全管理体制（図示したもの）
- (11) 団体の概要及び事業計画書の概要
- (12) 法人庶務規程及び安全統括管理者、索道技術管理者設置規程
- (13) 役員名簿及び法人組織図

- (14) 索道事業組織図
- (15) 「10 指定管理者の申請資格」の(1)のイの(ア)から(エ)までに規定する者の名簿(予定者を含む。)
- (16) 共同事業体の結成に関する届出書(共同事業体で申請の場合のみ必要)

12 指定管理候補者の選定

(1) 選定の基準

- ア 公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。
- ウ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。
- オ 技術力を有する資格者を活用し、安全性の向上が図られるものであること。

(2) 選定の方法

指定管理候補者の選定に当たり、幅広い意見を聴くため、学識経験を有する者等による「意見を聴く会」を開催します。事業計画書の内容の審査等については、(1)の選定基準による採点に基づく総合点数方式により行い、各選定基準の配点は、別紙2のとおりとします。

審査に当たっては、10月1日(木)開催予定の「意見を聴く会」において、申請者1者当たり20分程度の事業計画書等のプレゼンテーション(説明15分程度、質疑5分程度)を実施します。

プレゼンテーションは、事業計画書等の内容に沿うものとしてください。なお、開催場所等については、別途申請者に通知します。

選定に当たっては、指定手続条例第4条の基準により審査し、最も適当と認める者を、指定管理者候補者として選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者全員に対して速やかに書面により通知します。

(4) その他

プレゼンテーションに要する物品の持込みは自由としますが、プレゼンテーションの内容は、事業計画書等の内容に沿うものとし、事業計画書等に記載されている内容の範囲内で行ってください。

パワーポイント等でプレゼンテーションを行う場合、パソコンその他必要な機器は、申請者においてご用意ください。電源、HDMIケーブル及びスクリーン(音声の出力には対応していません。)のみ市において準備します。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の候補者に選定された団体は、令和8年12月市議会定例会での議決を経て、正式に指定管理者に指定します。

このとき、議会に対する説明資料として「11 申請に必要な書類」の「(1)団体の概要及び事業計画書の概要」を基に議案を作成するので、「(2)公の施設の管理の業務に関する事業計画書」と「(1)団体の概要及び事業計画書の概要」は、必ず整合性が取れるものとしてください。

イ 指定管理者に指定された団体には、速やかに書面により通知します。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と観光施設の指定管理に関する細目的事項を協議し、指定期間全体に及ぶ事項を定めた「基本協定」及び単年度の取決め事項を定めた「年度協定」を指定管理者と締結します。

14 申請に関する留意事項

- (1) 備品の調達及び帰属は、仕様書のとおりとします。
- (2) 事故発生時等のリスク分担は、仕様書のとおりとします。
- (3) 指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市課税課にお問い合わせください。
なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。
- (4) 申請及び準備等で必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- (5) 提出期限後の申請書類の再提出、追加及び差替えによる提案内容の変更は、原則として認めません。
- (6) 提出された申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とし、又は指定を取り消す場合があります。
- (7) 提出書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません（ただし、(10)への対応を除く。）。
- (8) 提出書類は、意見を聴く会における資料として必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (9) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (10) 提出書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）の対象となります。
なお、公の施設における管理運営は、公共性の高い業務であり、市民に対して一定の説明責任が生じることから、指定管理者の候補者となった者が提出した「11 申請に必要な書類」のうち「(2) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書」については、原則として全て開示します。
- (11) 申請者及びその関係者は、指定管理者の募集開始時から候補者が選定されるまでの間においては、意見を聴く会の構成員との接触を禁止します。

15 指定管理業務の実施及び履行責任等について

(1) 業務報告書の作成及び提出

指定管理者は、年次報告書については毎年度終了後 60 日以内に、仕様書に掲げる事項を記載した報告書を作成し、市に提出するものとします。

市は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。

なお、年度の途中において指定を取り消されたときは、その指定を取り消された日の翌日から起算して 30 日以内に、取り消された日までの業務報告書を作成して市に提出するものとします。

(2) モニタリング評価の実施

市は、指定期間中に指定管理業務の達成状況等を把握し、適正なサービス水準を確保するためモニタリング評価を実施します。

モニタリングの実施時期や評価項目及び書式等は、市と指定管理者で協議することとします。

モニタリング評価の結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないと判断された場合、市は、指定管理者に対して改善措置を講じる等の指導を行います。指定管理者が改善等の措置を講じない場合は、市は、業務の停止又は指定の取消しを行うことがあります。

(3) 賠償責任

指定管理者は、施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。ただし、当該損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると認められるときは、市は、その賠償責任の全部又は一部を免除することができます。

(4) 第三者への賠償

公の施設の管理運営において、利用者その他の第三者に損害が発生したときは、仕様書に定めるリスク分担表に応じて対応することとなります。

また、当該第三者から市に対して損害賠償請求がされ、市がその損害を賠償した場合であって、指定管理者に帰責性があるときは、市は、指定管理者に対して当該賠償した額の全部又は一部を求償することがあります。

(5) 保険の加入

指定管理者は、業務の実施に当たり、自らの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合に対応するため、自らのリスクに対して適切な保険に加入するものとします。

(6) 監査委員による監査への協力

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務については、市の監査委員による監査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査へ協力することとなります。

16 問合せ先

住 所：〒740 - 8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

担当部署：岩国市産業振興部観光振興課観光施設活用班（岩国市役所 4 階） 担当者：山田、佐伯

電 話：0827-29-5116

F A X：0827-29-2866

E - mail：kankou@city.iwakuni.lg.jp

選定基準表

	選定の基準	評価項目	配点
1	公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること、及びサービスの向上が図られるものであること。	(1) 施設の利用に関し、公平性の維持とサービスを向上するための取組内容は適切か。	5
		(2) 施設の利用促進への取組内容は適切か。	5
2	公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。	(1) 事業の内容が公の施設の設置目的を効果的に達成するものになっているか。	4
		(2) 広報活動への取組内容は適切か。	4
		(3) 施設・設備の維持管理の取組内容は適切か。	4
		(4) 地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか。	4
		(5) 成果基準収入額の達成に向けた取組内容は適切か。	5
3	公の施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。	(1) 収支計画は適切で、管理経費の削減が図られる見込みがあるか。	5
		(2) 経費の削減の工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みが提案されているか。	4
4	公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。	(1) 収支計画と事業計画の整合はとれているか。	10
		(2) 適切な管理運営が確保できる人員体制・人員配置になっているか。	10
		(3) 職員の研修体制は十分か。	5
		(4) 緊急事態、苦情処理等に対応可能な体制となっているか。	5
		(5) 団体の財務状況は健全であるか。	5
		(6) 指定管理者となるにふさわしい管理実績があるか。	5
		(7) 公の施設に関する経営・管理・企画・運営実績があるか。	5
5	技術力を有する資格者を活用し、安全性の向上が図られるものであること。	(1) 教育に必要な人材を活用できる体制作りとなっているか。	5
		(2) 施設の老朽化、設備の維持管理をする技術力を確保し、安全性の向上が図られているか。	10
合 計			100